

面会交流調停について

1 面会交流調停とは

子供(未成年者)の父母の間で、未成年者と別居している親と未成年者とが、いつ、どこで、どのようにして会うのか(面会交流)についての話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では未成年者と会う回数や時期、方法について話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

2 面会交流調停の申立て

面会交流調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、対立する当事者(相手方)が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことは最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(4)が必要となります。(5)から(7)については調停の進行上参考にしますので質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。

- (1) 収入印紙(未成年者1人につき1200円分)
- (2) 郵便切手(110円10枚、50円2枚、10円10枚、合計1300円。山口県外へ申立てをする場合は申立先の家庭裁判所で確認してください。)
※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- (3) 申立書(申立人の認印が必要です)及びそのコピー
- (4) 未成年者の戸籍謄本1通
- (5) 事情説明書
- (6) 送達場所等の届出書(□変更届出書)
- (7) 進行に関する照会回答書

3 注意事項

- (1) 裁判所に提出する書類は、相手方が見る可能性があります。
別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を必ずお読みください。
- (2) マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。

別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

4 面会交流調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所にきていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります(別紙の「**婚姻費用分担、財産分与、養育費、面会交流、親権者変更等 調停手続の流れ**」を参照)。

調停は、原則として裁判官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名(男女各1名)が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

5 調停で決まったことを相手方が守らないとき

相手方に守るよう促す履行勧告の申出を家庭裁判所にすることができます。

6 調停で話し合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。なお、審判の結果が納得できない場合には、不服の申立て(即時抗告)ができます。

7 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、面会交流がどうなるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

調停手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)

